



埼玉県報

第 2 5 0 5 号
平成 2 5 年 7 月 2 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の認定に係る公示\(共助社会づくり課\)](#)
- [土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除\(水環境課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [所沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [人間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [志木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [戸田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)

- [北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分の変更\(都市計画課\)](#)
- [ときがわ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [小鹿野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更\(都市計画課\)](#)
- [一般国道254号の供用の開始\(川越県土整備事務所\)](#)
- [大宮公園と主要地方道さいたま春日部線との兼用工作物の管理協定\(大宮公園事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)
- [包括外部監査の結果に関する措置状況の公表\(監査第一課\)](#)

告 示

埼玉県告示第八百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アドバンス

三 代表者の氏名

小川 憲司

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市鶴馬一丁目二十四番四号

五 定款に記載された目的

この法人は、人間の尊厳に立脚し、精神障害者及びその家族とともに、より豊かに安心して生活できる地域社会づくりに取り組んでいくことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十五年六月二十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひまわりの家
- 三 代表者の氏名
田辺 安幸
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県三郷市新和四丁目五百六十二番三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、三郷市および県東部地区の障害者に対し、地域生活に必要な支援を提供し、誰もが共に安心して住める街づくりを目指すことで、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人八潮シティ・サポート・センター

三 代表者の氏名

大導寺 正美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県八潮市中央二丁目四番地四

五 定款に記載された目的

この法人は、八潮地域の住民に対し、「安心・安全」な暮らし、「快適」で「楽しい」生活を送っていただくため、行政が実施又は計画する事業等について、行政との協働あるいは行政への協力や支援をしたり、社会貢献活動を行うことにより地域の福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第八百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人さいたまNPOセンター

二 代表者の氏名

中 村 陽 一

三 主たる事務所（及びその他の事務所）の所在地

イ 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区東仲町一二番一二号

ロ その他の事務所の所在地

埼玉県越谷市赤山町三丁目二六〇番地一二

四 当該認定の有効期間

平成二十五年七月二日から平成三十年七月一日まで

告 示

埼玉県告示第九百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人ときがわ山里文化研究所

二 代表者の氏名

柴 崎 光 生

三 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡ときがわ町大字大野六七一 一

四 当該認定の有効期間

平成二十五年七月二日から平成三十年七月一日まで

告 示

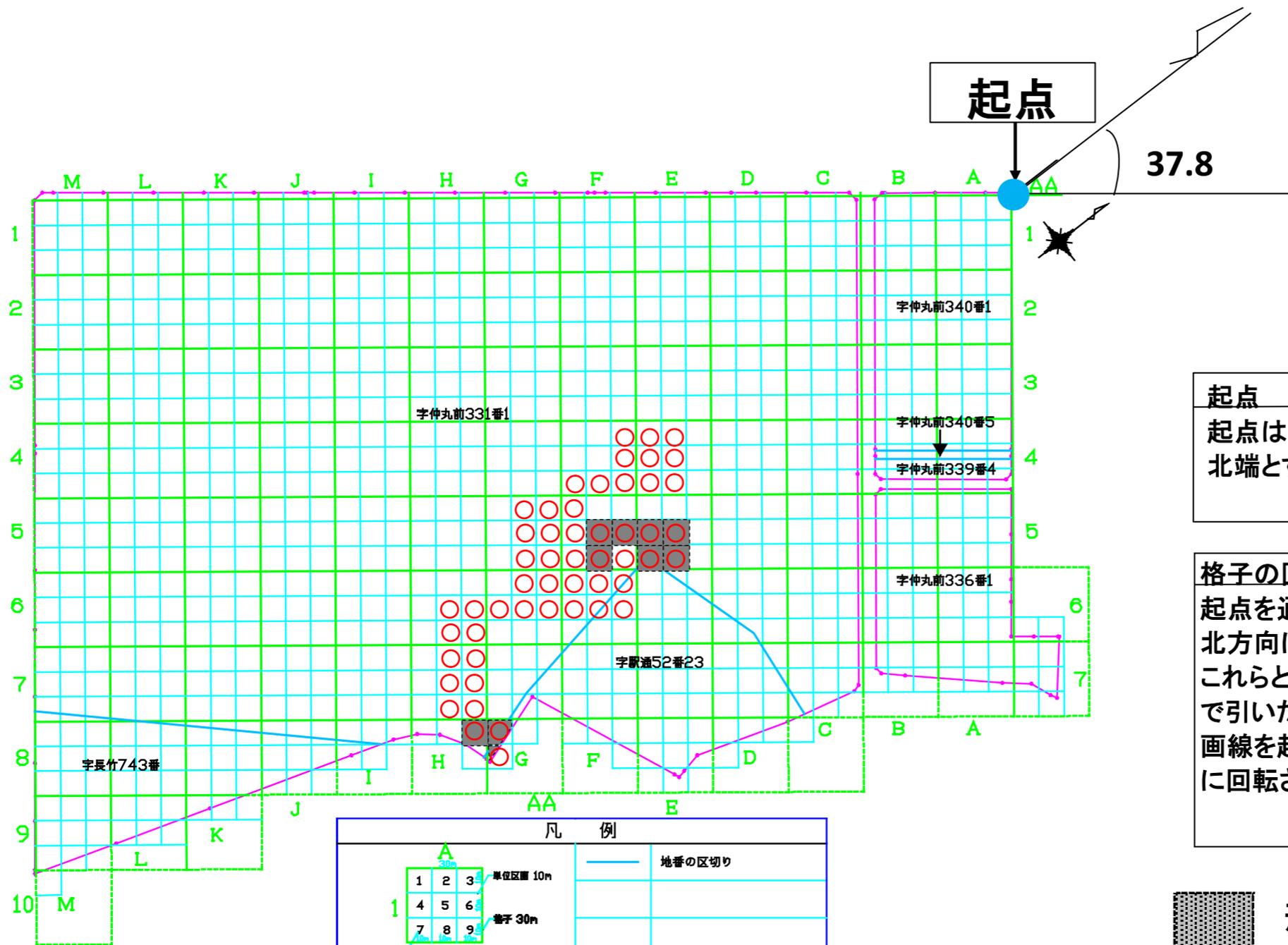
埼玉県告示第九百一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十四年埼玉県告示第千二百四十九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘字仲丸前三百三十一番一の一部及び
字駅通五十二番二十三の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項
の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

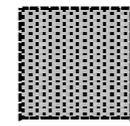


起点

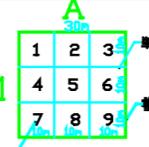
37.8

起点
起点は字仲丸前340番1の最北端とする。

格子の回転角度 37.8度
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと平行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

 形質変更時要届出区域を解除する区画

 試料採取地点

凡例	
 単位区画 10m 格子 30m 地点名: AL-7	 地番の区切り

告 示

埼玉県告示第九百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
グループホームひだまりの家 栗橋	久喜市小右衛門 8 8 7 - 2	有限会社 寿老会	介護予防認知症対応型共同生活介護	平成 18 年 4 月 1 日
ヘルパーステーション FUNZ	川口市南町 2 - 6 - 4 5	有限会社 FUNZ	介護予防訪問介護	平成 25 年 3 月 1 日
医療法人社団和風会 所沢リハビリテーション病院	所沢市中富 1 0 1 6	医療法人社団和風会	訪問看護	平成 25 年 7 月 1 日
			介護予防訪問看護	
草加西部クリニック	草加市両新田西町 4 5 6	飯 島 潔	介護予防居宅療養管理指導	平成 25 年 3 月 1 日
GENKI NEXT 熊谷	熊谷市上之 1 8 8 1	合同会社ケアサポートひまわり	通所介護	平成 25 年 5 月 1 日
平 愛 ク リ ニ ッ ク	川口市西立野 5 3 5 - 1 1 階	宗 志 平	介護予防居宅療養管理指導	平成 25 年 6 月 1 日
あおい調剤薬局和ヶ原店	所沢市狭山ヶ丘 1 - 2 9 9 4 - 3 4	あおい調剤薬局株式会社	居宅療養管理指導	平成 25 年 4 月 22 日
			介護予防居宅療養管理指導	
もりた歯科医院	坂戸市緑町 2 6 - 4	森 田 富 之	居宅療養管理指導	平成 25 年 5 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
イイズカ調剤薬局	富士見市ふじみ野西 1 - 2 5 - 1	株式会社あさひ調剤	居宅療養管理指導	平成 25 年 5 月 14 日
			介護予防居宅療養管理指導	
戸田公園薬局	戸田市下戸田 1 - 1 8 - 2 パティオ戸田公園ビル 1 階	徳永薬局株式会社	居宅療養管理指導	平成 25 年 5 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
寺田薬局本丸店	行田市本丸 1 3 - 4	株式会社アルファメディック	居宅療養管理指導	平成 25 年 5 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
寺田薬局東松山店	東松山市松山 2 4 1 5 - 2	株式会社アルファメディック	居宅療養管理指導	平成 25 年 5 月 1 日

			介護予防居宅療養管理指導	
寺田薬局太井店	熊谷市太井1684-1	株式会社アルファメディック	居宅療養管理指導	平成25年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
アイセイ薬局三郷中央店	三郷市谷中383-105	株式会社アイセイ薬局	居宅療養管理指導	平成25年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
アイセイ薬局第2東川口店	川口市戸塚2-4-1ヒルトップ東川口1階	株式会社アイセイ薬局	居宅療養管理指導	平成22年3月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
居宅介護支援事業所 希望	三郷市三郷1-5-9	株式会社フィニックス	居宅介護支援	平成25年6月1日
富士見在宅クリニック	富士見市針ヶ谷2-19-9センチュリーガーデン102	鈴木 純一	居宅療養管理指導	平成25年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ふれあい多居夢 蕨	蕨市中央3-15-22	株式会社カネット・ふれあい	小規模多機能型居宅介護	平成25年5月1日
すずらん介護サービス	川口市木曾呂805アルカディア104	株式会社すずらん	訪問介護	平成25年5月1日
			介護予防訪問介護	
キースデンタルクリニック	川口市榛松1-3-32	久松 弘幸	居宅療養管理指導	平成25年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
埼玉クリニック	川口市東本郷965	東 真樹	居宅療養管理指導	平成24年4月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
居宅介護支援事業所ケアハーモニー	川口市桜町5-6-21-101レジデンスラクダザカ	株式会社サカモト	居宅介護支援	平成25年6月1日
ヘルパーステーションケアハーモニー	川口市桜町5-6-21-101レジデンスラクダザカ	株式会社サカモト	訪問介護	平成25年6月1日

			介護予防訪問介護	
あおぞらデイサービス狭山	狭山市富士見1-23-14	株式会社ファインケア	通所介護	平成25年4月1日
			介護予防通所介護	
あおぞら訪問看護ステーション狭山	狭山市富士見1-23-14	株式会社ファインケア	訪問看護	平成25年3月1日
			介護予防訪問看護	
居宅介護支援センター くるみの木	所沢市東所沢和田1-51-4	有限会社ホワイトハウス	居宅介護支援	平成25年6月1日
ケアプランセンター森のふくろう	深谷市上野台491-16	有限会社松村商事	居宅介護支援	平成25年5月5日
けあビジョン北戸田	戸田市美女木2-10-1セイビハイツ102	株式会社ビジュアルビジョン	訪問介護	平成25年4月1日
			介護予防訪問介護	
社会医療法人至仁会 フィットリ八陽 豊岡	入間市東町3-4-1北田ハイツ1階	社会医療法人至仁会	介護予防通所介護	平成25年6月1日
株式会社ケアネットワーク	草加市吉町5-3-8	株式会社ケアネットワーク	居宅介護支援	平成25年6月1日
介護プラン事業所 ふくし村	春日部市大字南中曽根字川面318-226	株式会社フレッシュケア	居宅介護支援	平成25年5月1日
ア ッ プ ネ ス	春日部市大枝552-1	株式会社あいはな	通所介護	平成25年5月1日
			介護予防通所介護	
ウエルシア春日部西口薬局	春日部市中央1-8-9	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成25年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ウエルシア薬局春日部豊春店	春日部市上蛭田649	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成25年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ウエルシア薬局春日部藤塚店	春日部市藤塚2371-1	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成25年5月1日

			介護予防居宅療養管理指導	
ウエルシア薬局春日部八丁目店	春日部市小湊 1 0 7 - 4	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成 25 年 5 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
グリーンシア・ミニストップサテライト春日部緑町薬局	春日部市緑町 3 - 1 - 3 7	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成 25 年 5 月 1 日
			介護予防居宅療養管理指導	
レンタルハート	久喜市北青柳 3 8 - 5	株式会社ハートカンパニー	福祉用具貸与	平成 25 年 6 月 1 日
			特定福祉用具販売	
			特定介護予防福祉用具販売	
			介護予防福祉用具貸与	
ごらく 所沢の里 デイサービスセンター	所沢市若松町 1 0 5 3 - 2	家集介護株式会社	通所介護	平成 25 年 5 月 1 日
デイサービスセンターほほえみ日記	比企郡小川町鞆負 1 1 1 - 1	株式会社すまいる	通所介護	平成 25 年 3 月 1 日
			介護予防通所介護	
デイサービス achieve	飯能市美杉台 3 - 1 7 - 2	山手介護株式会社	通所介護	平成 25 年 6 月 1 日
			介護予防通所介護	
大袋ケアコミュニティそよ風	越谷市下間久里 1 0 7 8 - 1	株式会社ユニマットそよ風	通所介護	平成 25 年 5 月 1 日
			短期入所生活介護	
			介護予防通所介護	
			介護予防短期入所生活介護	
西田リハデイサービス	熊谷市末広 2 - 1 2 2	合同会社メディケアサポート	通所介護	平成 25 年 6 月 1 日

			介護予防通所介護	
居宅介護支援事業所ユキノシタ	熊谷市赤城町2-108	合同会社zeal	居宅介護支援	平成25年6月1日
大里広域地域包括支援センター立正たちばな	熊谷市万吉1756-130	社会福祉法人立正橋福祉会	介護予防支援	平成25年4月1日
株式会社ハート薬局	日高市北平沢512-1	株式会社ハート薬局	居宅療養管理指導	平成25年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
株式会社ハート薬局武蔵台店	日高市武蔵台1-23-14	株式会社ハート薬局	居宅療養管理指導	平成25年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ケアセンター富士	熊谷市弥藤吾1850-1	有限会社すずらん	訪問介護	平成25年5月28日
			介護予防訪問介護	
アースサポート戸田	戸田市新曽2199-1	アースサポート株式会社	訪問介護	平成25年6月1日
			介護予防訪問介護	
ウエルシア薬局入間武蔵藤沢店	入間市東藤沢3-4-5	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成25年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	
ウエルシア薬局入間扇台店	入間市扇台2-5-35	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成25年6月1日
			介護予防居宅療養管理指導	

告 示

埼玉県告示第九百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	機 関 種 別 名
新みさと訪問看護ステーション	所在地変更	三郷市彦成3-11-19-104	三郷市采女1-76-2階	居宅介護支援
				介護予防訪問看護
				訪問看護
グループホームひだまりの家 栗橋	名称変更	グループホームひだまりの家	グループホームひだまりの家 栗橋	介護予防認知症対応型共同生活介護
				認知症対応型共同生活介護
ヘルパーステーションまあち	所在地変更	所沢市中新井1-134-15Mハイム203	所沢市向陽町2001-3	訪問介護
				介護予防訪問介護
	名称変更	所沢地域福祉事業所「まあち」	ヘルパーステーションまあち	訪問介護
				介護予防訪問介護
公益社団法人 狭山市シルバー人材センター介護保険事業所	所在地変更	狭山市新狭山1-11-3	狭山市狭山台1-21	訪問介護
				介護予防訪問介護
	名称変更	社団法人狭山市シルバー人材センター介護保険事業所	公益社団法人狭山市シルバー人材センター介護保険事業所	訪問介護
				介護予防訪問介護
ケアプラン あいはな	所在地変更	春日部市大場118-5	春日部市大枝552-1	居宅介護支援
有限会社 ケアラ	所在地変更	川口市西川口1-28-1-5階	川口市西川口3-14-1-101	居宅介護支援
デイサービスまあち	所在地変更	所沢市中新井1-134-15	所沢市向陽町2001-13	通所介護
				介護予防通所介護
コープみらい北本デイサービスセンター	所在地変更	北本市下石戸下台原耕地1512-1ふれあい介護センター	北本市下石戸下台原耕地1512-1	介護予防通所介護

				通 所 介 護
	名称変更	さいたまコープふれあい介護センター北本	コープみらい北本デイサービスセンター	通 所 介 護 介 護 予 防 通 所 介 護
コープみらい北本介護センター	所在地変更	北本市下石戸下台原耕地1512・1ふれあい介護センター介護センター2階	北本市下石戸下台原耕地1512-1	訪 問 介 護
				介 護 予 防 訪 問 介 護
	名称変更	さいたまコープふれあい介護センター北本	コープみらい北本介護センター	居 宅 介 護 支 援
				介 護 予 防 訪 問 介 護 訪 問 介 護
しおん社会福祉士事務所	所在地変更	所沢市東所沢3-34-2	ふじみ野市上福岡2-7-8ホワイトハウス105	居 宅 介 護 支 援
ケアプランまあち	所在地変更	所沢市中新井1-134-15Mハイム203	所沢市向陽町2001-3	居 宅 介 護 支 援
やつかりハビリ訪問看護ステーション	所在地変更	草加市瀬崎1-7-5-101	草加市谷塚町828-12-103	介 護 予 防 訪 問 看 護
				訪 問 看 護
デイサービスセンター ファミリーエイド	所在地変更	本庄市本庄2-5-6	本庄市朝日町3-9-10	介 護 予 防 通 所 介 護
				通 所 介 護
花 かんざし	所在地変更	本庄市銀座1-8-16	本庄市万年寺3-22-7	訪 問 介 護
				介 護 予 防 訪 問 介 護
フランスベッド株式会社メディカル埼玉東営業所	所在地変更	越谷市越ヶ谷1-4-4メゾンドール中山1階	川口市芝新町6-15わらび市川ビル101	福 祉 用 具 貸 与
				介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与

				特定福祉用具販売
				特定介護予防福祉用具販売
蓮田本町歯科診療所	名称変更	たんぼぼ歯科クリニック	蓮田本町歯科診療所	居宅療養管理指導
				介護予防居宅療養管理指導

告 示

埼玉県告示第九百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
キースデンタルクリニック	川口市榛松1-3-32	居宅療養管理指導	平成25年3月31日
		介護予防居宅療養管理指導	
ミドリ薬局豊岡店	入間市豊岡5-3-5	居宅療養管理指導	平成25年5月31日
		介護予防居宅療養管理指導	
彩ネットワーク	草加市草加4-1-9ルピナス草加106	居宅介護支援	平成25年5月31日
		介護予防支援	
居宅介護支援センター くるみの木	所沢市下安松858-3	居宅介護支援	平成25年5月31日
ケアステーション「ひまわり」	鶴ヶ島市脚折町2-6-4サイセリアコーポ101	訪問介護	平成22年7月1日
		居宅介護支援	

告 示

埼玉県告示第九百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ大桑店

埼玉県加須市鳩山町十番地十

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役社長 前村哲路

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

大規模小売店舗の名称

（変更前）ユニー大桑店

（変更後）ピアゴ大桑店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役社長 前村哲路

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

コナン販売株式会社 代表取締役 熊谷賢吾

茨城県つくば市東新井二十四 三コナンビル三階

内田義信

埼玉県羽生市中央五 十三 二十二

株式会社フラワーハウス 代表取締役 土屋宏

埼玉県草加市北谷町三 二十八 七

株式会社伊藤園 代表取締役 本庄八郎

東京都渋谷区本町三 四十七 十

鈴木一成

埼玉県春日部市粕壁六千六百二十一 四

株式会社さが美 代表取締役 石田敏彦

神奈川県横浜市港南区下永谷六 二十一

(変更後) ユニ株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

カンダキラット株式会社 代表取締役 菅田拓平

岡山県津山市川崎千九百二 三

有限会社大泉眼鏡 代表取締役 大泉寛治

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二 十 十八

株式会社伊藤園 代表取締役 本庄八郎

東京都渋谷区本町三 四十七 十

株式会社ヨドハン 代表取締役 大貫昭仁

群馬県佐波郡玉村町板井百九十一

八 変更年月日

平成二十五年二月二十一日外

二 届出年月日

平成二十五年六月二十日

二 縦覧期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

サミットストア戸田駅店

埼玉県戸田市新曽三百三十八番の二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ジェイアル東日本都市開発 代表取締役 力村周一郎

（変更後）株式会社ジェイアル東日本都市開発 代表取締役 大川博士

ハ 変更年月日

平成十九年六月二十六日

ニ 届出年月日

平成二十五年六月十八日

二 縦覧期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

戸田公園ショッピングセンター

埼玉県戸田市本町四丁目二千三十五番の一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役社長 力村周

一郎

（変更後）株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役 大川博士

ハ 変更年月日

平成十九年六月二十六日

ニ 届出年月日

平成二十五年六月十八日

二 縦覧期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東栄ビル

埼玉県所沢市東町八十六 二外

ロ 変更の概要

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 七七〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七七〇台

ハ 変更年月日

平成二十五年六月二十六日

ニ 届出年月日

平成二十五年六月十九日

二 縦覧期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第九百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アピタ本庄店

埼玉県本庄市南一丁目二番十号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役社長 前村哲路

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役社長 前村哲路

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計十五者

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計二十者

ハ 変更年月日

平成二十五年二月二十一日外

ニ 届出年月日

平成二十五年六月二十日

二 縦覧期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

PEONY WALK 東松山

ケーズデンキ ピオニウオーク東松山

埼玉県東松山市あずま町四丁目三番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役社長 前村哲路

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 前村哲路

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計七十六者

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計七十六者

ハ 変更年月日

平成二十五年二月二十一日

ニ 届出年月日

平成二十五年六月二十日

二 縦覧期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ピアゴ川本店

埼玉県深谷市上原四百六十四番地

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役社長 前村哲路

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

大規模小売店舗の名称

（変更前）ユニー川本店

（変更後）ピアゴ川本店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ユニー株式会社 代表取締役 佐々木孝治

愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外 計四者

（変更後）ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男

愛知県稲沢市天池五反田町一番地

八 変更年月日

平成二十五年二月二十一日外

二 届出年月日

平成二十五年六月二十日

二 縦覧期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第九百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

小沢ビル

埼玉県富士見市西みずほ台二丁目三番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一）変更後の開店時刻（午前九時）及び来客者の駐車場利用開始時刻（午前八時三十分）は、通学・通勤時間帯と重なっていることから、店舗利用者、納入業者等への注意喚起等、歩行者に対する安全の確保に努めてください。

（二）車両での来店者に対し、違法駐車防止への注意喚起等に努めてください。

（三）納入業者等に対し、荷さばき時間帯を厳守するようお願いします。

二 縦覧期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年八月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第九百十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

東栄ビル

埼玉県所沢市東町八十六 二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ダイエー 代表取締役 蓮見敏男

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計三十者

（変更後）株式会社ダイエー 代表取締役 村井正平

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一 外 計四十一者

ハ 変更年月日

平成二十五年五月二十二日外

ニ 届出年月日

平成二十五年六月十九日

二 縦覧期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月二日から平成二十五年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第九百十四号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）

三 作業地域

川越市大字むさし野三十九番十六地内

四 作業期間

平成二十五年五月一日から平成二十五年五月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九百十五号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

三 作業地域

川越市大字藤間百八十八番八地内

四 作業期間

平成二十五年五月一日から平成二十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九百十六号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 作業種類

公共測量（道路三次元データ計測）

三 作業地域

江戸川・中川の一部（埼玉県三郷市他）

四 作業期間

平成二十五年六月五日から平成二十五年九月三十日まで

告 示

埼玉県告示第九百十七号

測量計画機関である久喜市清久工業団地周辺土地区画整理組合から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

久喜市清久工業団地周辺土地区画整理組合

二 作業種類

公共測量（基準点測量・画地出来形確認測量）

三 作業地域

久喜市清久工業団地周辺地区

四 作業期間

平成二十五年三月八日から平成二十五年六月十五日まで

告 示

埼玉県告示第九百十八号

測量計画機関である神川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

神川町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

神川町全域

四 作業期間

平成二十五年四月十七日から平成二十五年八月三十日まで

告 示

埼玉県告示第九百十九号

測量計画機関である川越市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

川越市

二 作業種類

公共測量（一級基準点測量）

三 作業地域

川越市大字池辺千三百七十六地内

四 作業期間

平成二十五年五月一日から平成二十五年五月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九百二十号

平成二十四年埼玉県告示第千四百四十七号で公示した公共測量（東北地方太平洋沖地震に伴う道路台帳成果補正委託）一級基準点改測 九点、二級基準点改測（一級基準点精度）五十四点、二級基準点改算 百二十八点、三級基準点改算 千百十九点、街区基準点及び三級基準点節点 千四百五十四点、補助点及び四級基準点 四千二百一十一点は、平成二十五年三月二十九日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百二十一号

平成二十四年埼玉県告示第千四百四十九号で公示した公共測量（道路台帳図等補正測量委託）二級基準点測量 四点、三級基準点測量 三十六点）は、平成二十五年三月二十九日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百二十二号

平成二十四年埼玉県告示第四百四十二号で公示した公共測量（空中写真撮影）は、平成二十五年三月二十九日終了した旨測量計画機関である秩父郡小鹿野町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百二十三号

平成二十四年埼玉県告示第千三百八十九号で公示した公共測量（一級水準測量）は、平成二十五年五月十日終了した旨測量計画機関である埼玉県から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百二十四号

平成二十四年埼玉県告示第六百七十五号で公示した公共測量(三級基準点測量)は、平成二十五年三月十三日終了した旨測量計画機関である蕨市から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

一	番号						
	都市計画 区域名	所沢					
	市町村名	所沢市					
	都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」					
	公聴会	期日及び時間	平成二十五年 九月二日午後 三時から				
		場 所	所沢市役所 8 階大会議室				
	公述申出書	提出期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で				
		提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、所沢市街 づくり計画部 都市計画課				
	都市計画の構想	閲覧期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で				
		閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県川 越県土整備事 務所、所沢市 街づくり計画 部都市計画課				

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第九百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	入間
市町村名	入間市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	平成二十五年 八月二十一日 午後三時から
場 所	入間市産業文 化センター第 2集会室
公述申出書 提出期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、入間市都 市建設部都市 計画課
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県飯 能県土整備事 務所、入間市 都市建設部都 市計画課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告示

埼玉県告示第九百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	朝霞
市町村名	朝霞市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会	期日及び時間 平成二十五年 八月十九日午 後三時から
	場 所 朝霞市産業文 化センター多 目的ホール
公述申出書	提出期間 平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	提 出 先 埼玉県都市整 備部都市計画 課、朝霞市都 市建設部都市 計画課
都市計画の構想	閲覧期間 平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	閲覧場所 埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県朝 霞市土整備事 務所、朝霞市 都市建設部都 市計画課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第九百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	志木
市町村名	志木市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	平成二十五年 八月二十八日 午前十時三十 分から
場 所	いろは遊学館
公述申出書 提出期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、志木市都 市整備部都市 計画課
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県朝 霞県土整備事 務所、志木市 都市整備部都 市計画課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第九百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

一	番号							
	都市計画 区域名	新座						
	市町村名	新座市						
	都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」						
	公聴会 期日及び時間	平成二十五年 八月一日午後 三時から						
	公聴会 場 所	ふるさと新座 館ホール						
	公述申出書 提出期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で						
	公述申出書 提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、新座市都 市整備部まち づくり計画課						
	都市計画の構想 閲覧期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で						
	都市計画の構想 閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県朝 霞県土整備事 務所、新座市 都市整備部ま ちづくり計画 課						

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第九百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問い合わせ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 四八 八三 五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	和光
市町村名	和光市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会	期日及び時間 平成二十五年 九月三日午後 三時から
	場 所 和光市役所5 02会議室
公述申出書	提出期間 平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	提 出 先 埼玉県都市整 備部都市計画 課、和光市建 設部都市整備 課
都市計画の構想	閲覧期間 平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	閲覧場所 埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県朝 霞県土整備事 務所、和光市 建設部都市整 備課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第九百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	富士見	
市町村名	富士見市 ふじみ野 市 三芳町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」	
公聴会	期日及び時間	平成二十五年 八月二十六日 午後三時から
	場 所	富士見市役所 全員協議会室
公述申出書	提出期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、富士見市 まちづくり推 進部まちづく り推進課、ふ じみ野市都市 政策部都市計 画課、三芳町 都市計画課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県川 越県土整備事 務所、富士見 市まちづくり 推進部まちづ くり推進課、 ふじみ野市都 市政策部都市 計画課、三芳 町都市計画課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第九百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問い合わせ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 四八 八三 五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	毛呂山・ 越生	
市町村名	毛呂山町 越生町 鳩山町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	平成二十五年 八月二十二日 午後三時から
	場 所	毛呂山町東公 民館学習ホー ルめじろ
公述申出書	提出期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、毛呂山町 まちづくり整 備課、越生町 まちづくり整 備課、鳩山町 まちづくり推 進課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県飯 能県土整備事 務所、埼玉県 東松山県土整 備事務所、毛 呂山町まちづ くり整備課、 越生町まちづ くり整備課、 鳩山町まちづ くり推進課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告示

埼玉県告示第九百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	東松山	
市町村名	東松山市 嵐山町 滑川町 吉見町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」	
公聴会	期日及び時間	平成二十五年 八月二日午後 三時から
	場 所	東松山市総合 会館4階多目 的ホール
公述申出書	提出期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、東松山市 都市整備部ま ちづくり住宅 課、嵐山町ま ちづくり整備 課、滑川町建 設課、吉見町 まち整備課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県東 松山県土整備 事務所、東松 山市都市整備 部まちづくり 住宅課、嵐山 町まちづくり 整備課、滑川 町建設課、吉 見町まち整備 課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第九百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	戸田
市町村名	戸田市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	平成二十五年 八月一日午前 十時三十分か ら
場 所	戸田市役所5 階大会議室
公述申出書 提出期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、戸田市都 市整備部都市 計画課
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県さ いたま県土整 備事務所、戸 田市都市整備 部都市計画課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第九百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	さいたま	
市町村名	さいたま市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」	
公聴会	期日及び時間	平成二十五年 八月二十一日 午前十時三十 分から
	場 所	県民健康セン ター1階大会 議室C
公述申出書	提出期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、さいたま 市都市局都市 計画部都市計 画課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県さ いたま県土整 備事務所、さ いたま市都市 局都市計画部 都市計画課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第九百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	上尾	
市町村名	上尾市 伊奈町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	平成二十五年 八月五日午後 三時から
	場 所	上尾市役所7 階大会議室
公述申出書	提出期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、上尾市都 市整備部まち づくり計画 課、伊奈町都 市計画課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県北 本県土整備事 務所、上尾市 都市整備部ま ちづくり計画 課、伊奈町都 市計画課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第九百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	北本	
市町村名	北本市	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	平成二十五年 八月七日午後 三時から
	場 所	北本市文化セ ンター3階
公述申出書	提出期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、北本市都 市整備部都市 計画課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県北 本県土整備事 務所、北本市 都市整備部都 市計画課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第九百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問い合わせ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 四八 八三 五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	越谷	
市町村名	越谷市 吉川市 松伏町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」	
公聴会	期日及び時間	平成二十五年 八月二十八日 午後三時から
	場 所	越谷市役所第 二庁舎5階大 会議室
公述申出書	提出期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、越谷市都 市整備部都市 計画課、吉川 市都市建設部 都市計画課、 松伏町まちづ くり整備課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県越 谷県土整備事 務所、越谷市 都市整備部都 市計画課、吉 川市都市建設 部都市計画 課、松伏町ま ちづくり整備 課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第九百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所

別記一のとおり

二 公述申出書の様式

別記二のとおり

三 公聴会に関する問い合わせ先

イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県都市整備部都市計画課

電話 四八 八三 五三四一

ロ 当該都市計画区域に係る市役所の都市計画主管課

番号	一
都市計画 区域名	熊谷
市町村名	熊谷市
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」
公聴会 期日及び時間	平成二十五年 八月二十三日 午前十時三十 分から
場 所	熊谷市大里庁 舎2階第3会 議室
公述申出書 提出期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
提出先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、熊谷市都 市整備部都市 計画課
都市計画の構想 閲覧期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県熊 谷県土整備事 務所、熊谷市 都市整備部都 市計画課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第九百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問い合わせ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 四八 八三 五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る町役場の都市計画主管課

一	番号							
小川	都市計画 区域名							
小川町	市町村名							
	都市計画の 種類及び名称							
	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」 「区域区分」							
	平成二十五年 八月二十日午 後三時から	公聴会						
	後三時から	場 所						
	リリック小川 (町民会館) 2階大会議室							
	平成二十五年 七月二日から 七月十七日ま で	提出期間						
	七月十七日ま で	提出先						
	埼玉県都市整 備部都市計画 課、小川町建 設課							
	平成二十五年 七月二日から 七月十七日ま で	閲覧期間						
	七月十七日ま で	閲覧場所						
	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県東 松山県土整備 事務所、小川 町建設課							

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告示

埼玉県告示第九百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問い合わせ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 四八 八三 五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	ときがわ	
市町村名	ときがわ 町	
都市計画の 種類及び名称	「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」	
公聴会	期日及び時間	平成二十五年 九月四日午後 三時から
	場 所	都幾川公民館 3階講座室
公述申出書	提出期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	提 出 先	埼玉県都市整 備部都市計画 課、ときがわ 町建設課
都市計画の構想	閲覧期間	平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で
	閲覧場所	埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県東 松山県土整備 事務所、とき がわ町建設課

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第九百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成二十五年七月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問い合わせ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 四八 八三 五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る町役場の都市計画主管課

一	番号						
小鹿野	都市計画 区域名						
小鹿野町	市町村名						
「都市計画区 域の整備、開 発及び保全の 方針」	都市計画の 種類及び名称						
平成二十五年 八月三十日午 後三時から	期日及び時間		公聴会				
小鹿野文化セ ンター1階大 会議室	場 所						
平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で	提出期間		公述申出書				
埼玉県都市整 備部都市計画 課、小鹿野町 建設課	提出先						
平成二十五年 七月二日から 平成二十五年 七月十七日ま で	閲覧期間		都市計画の構想				
埼玉県都市整 備部都市計画 課、埼玉県秩 父県土整備事 務所、小鹿野 町建設課	閲覧場所						

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 ,印

連絡先(電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

* 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意

- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
- (2) かい書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年七月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

埼玉県川越県土整備事務所長 浅井 義明

<p>二百五十四号</p>	<p>路線名</p>
<p>入間郡三芳町大字藤久保字西九九〇番五地先から同郡同町大字藤久保字西九二六番八地先まで （ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年七月二日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>交通安全対策事業による。 平成二十年八月十五日川越県土整備事務所長告示第五十七号で告示した道路区域の一部供用開始である。 延長二八三・メートル</p>	<p>備考</p>

告示

埼玉県大宮公園事務所長告示第一号

都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第五条の二第一項の規定に基づき、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、埼玉県大宮公園事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二日

埼玉県大宮公園事務所長 和 栗 肇

一 都市公園の名称、公園施設の種類、公園施設の位置及び他の工作物の名称

都市公園の名称	公園施設の種類	公園施設の位置	他の工作物の名称
大宮公園	園路	さいたま市大宮区堀の内町二丁目三百三十九番一地从ら同区堀の内町三丁目四百五十九番二地先まで	主要地方道さいたま春日部線

二 管理を行う者

道路管理者 さいたま市長 清水勇人

三 管理の内容

園路に係る改築、維持、修繕、災害復旧及び許認可等の権限の行使に関する事務

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年三月二十一日

指令川建セ第二四 一三九 号

二 検査済証番号

平成二十五年六月二十七日

川建セ第二五〇 三七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀字押出一二五七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀一二五七番地二

西田和広

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月二日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年八月二十一日

指令川建セ第二四 三八号

二 検査済証番号

平成二十五年六月二十八日

川建セ第二五 三八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山字上城ヶ谷戸五五 番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山五五一番地

奥田繁

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年七月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十五年一月二十一日

指令越建セ第二四〇〇六四〇号

二 検査済証番号

平成二十五年六月二十八日

越建セ第一三七―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字樺四百三十七番十五、四百三十八番二、四百四十番

四の 一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県草加市西町千百二十一番地一ディアスウエストタウン一〇三号

大里 信夫

告 示

埼玉県教委告示第二十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十五年七月二日

埼玉県教育委員会委員長 清水松代

一 日時

平成二十五年七月八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選管告示第六十八号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十五年七月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

日 時	場 所	議 題
平成二十五年 七月四日(木) 午後七時	選挙管理委員会室	一 参議院議員通常選挙について 二 その他
平成二十五年 七月五日(金) 午後六時	選挙管理委員会室	一 参議院議員通常選挙について 二 その他

告 示

埼玉県監査委員告示第十号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十四年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があつたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十五年七月二日

埼玉県監査委員	根 和 夫
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	松 沢 邦 翁
埼玉県監査委員	梅 澤 佳 一

平成24年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：埼玉県の住宅政策について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所等
項目	概 要		
県営住宅の財産及びリスク管理について【報告書133ページ】	<p>【指摘1】 県営住宅の財産管理台帳の未処理について</p> <p>県営住宅は、住宅課において総務部管財課の公有財産システムに入力され、「建物台帳」及び「土地台帳」が作成される。住宅課の端末は1台であり、取得の際には建築担当が入力データを作成し、県営住宅管理担当が入力、管財課でチェックする。建物一覧表を閲覧したところ、大宮植竹団地の一部が解体されているにもかかわらず、取得価格ゼロ円で計上されていたものが発見された。解体されているので廃棄処理を迅速に行うべきであった。台帳のメンテナンスを厳格に行うべきである。</p>	<p>指摘された件については、平成24年10月5日付けで普通財産処分報告を行い、平成24年10月25日付けで管財課から廃棄処分について確認・照合を完了した旨連絡があった。</p> <p>なお、平成24年11月に公有財産台帳価格改定作業においてすべての台帳のチェックを行い、事務処理が適正に行われていることを確認した。</p> <p>また、公有財産台帳の調整が必要となる、財産の取得、用途廃止、処分に応じたチェックリストを作成し、事務の処理状況を明確にすることで、公有財産の記載もれ、処理もれがないよう事務改善を行った。</p>	住宅課
県営住宅に係る行政財産使用料について【報告書141ページ】	<p>【指摘2】 財政負担を伴う事業に関しては特に県と埼玉県住宅供給公社との十分な連携が必要</p> <p>平成20年度新住宅総合管理システム移行（製造）業務の設計変更が行われ、業務委託料が12,043,500円（消費税込）増額されているが、これは県と埼玉県住宅供給公社との連携が不十分であることに起因する多額の無駄な支出である。また、県営住宅の駐車場が将来的に埼玉県住宅供給公社の自主事業から県直営に移行する際には、更にシステム変更のための費用の発生が想定される。今後は、特に財政負担を伴うような事業に関しては、県と埼玉県住宅供給公社とで十分な意思疎通を図り、非効率とならないように事務の執行を慎重に行っていくべきである。</p>	<p>当該設計変更は、システムの仕様を決めるに当たり不確定な要素があるにもかかわらず作業を進めたことが原因と考えられ、システムの改修に当たっては、明確な方針決定と方針に基づく業務の進捗管理が大事となる。そこで、日頃から、県と公社の意思疎通を図ることはもとより、システム変更の必要性が生じた場合は、調整会議を開催し、調整した結果を書面に記載してその趣旨（変更の妥当性、必要性など）を明確にしていく。</p>	住宅課
住宅管理電算システムについて【報告書198ページ】	<p>【指摘3】 予定価格のシステム入力金額のチェック体制の構築について</p> <p>公社で23年度の工事執行調書からサンプリングで書類を調査したところ、システム上、予定価格を入力すべきところを、予算額が入力されたままとなっていた。適切に工事管理を行うためにも、システム入力は正しく行うべきである。システム入力の正確性・網羅性を含めたチェック体制を早急に構築し運用すべきである。</p>	<p>新年度の予算登録（4月）後、各支所の担当者が予定価格の入力を行い、支所長が確認を行う。さらに本社（公営住宅技術課）担当者が最終確認することで二重チェックを実施する体制を構築した。</p> <p>また、委託業務及び工事発注一覧表にチェック確認欄を設け、予定価格のシステム入力金額のチェック状況を進行管理できるようにした。</p> <p>さらに、年度当初（平成25年4月17日）にシステムに携わる技術職員を対象に、システム運用マニュアルにより研修会を実施し、システムチェック体制について周知徹底した。</p>	埼玉県住宅供給公社

平成24年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所等
項目	概 要		
各支所に対する現地調査【報告書206ページ】	<p>【指摘5】領収書の管理について 各支所で領収書の管理について次の問題が発見されたので改善されたい。</p> <p>ア 領収書の数量管理を見直すべき 現金回収は、本社作成の領収書が発行されている。当該領収書は、領収書の受け払い簿で受け払いが管理されている。当該領収書は、毎年度、領収書番号1番より使用されているため、毎年度、未使用領収書が生じ廃棄処分されている。大宮支所の平成23年度未使用分は、5,751番～6,000番、24,601番～27,100番、27,251番～28,750番で85冊あり廃棄されていた。領収書の廃棄処分が極力生じないように発注等の運用を見直すべきである。</p> <p>イ 使用済み領収書冊子の速やかな提出を 領収書冊子は、連番管理を実施しており、領収書冊子においても受払簿で管理を実施している。この管理簿には、領収書冊子の使用完了年月日及び回収年月日を記載する欄があるが、出納員からの使用済み領収書冊子の回収において使用完了から1ヶ月以上期間が経過している事実が散見された。出納員は使用済みの領収書冊子を速やかに管理者に提出すべきである。</p> <p>ウ 現金領収書の交付方法に工夫をすべき 現金領収書は1冊が50枚綴りとなっており、印刷の段階で付番がなされている。そして、どの領収書綴りが誰に交付されているかが分かるように、管理台帳により管理されている。管理台帳と使用済み領収書及び未交付領収書を照合したところ、次の2点が確認された。1点目は使用済み領収書を回収しないまま次の領収書を交付していたということと、2点目は、領収書を交付しているにもかかわらず、その日付が記入されていなかったということである。新しい領収書を交付する場合には、使用済み領収書を回収し、正しく使用されたのか否かについてきちんと確認したうえで交付すべきである。使用済み領収書を回収しないまま次の領収書を交付すれば、使い切らない領収書が手元に残ることになり、その領収書を使った不正を誘発することにもなりうる。 次に、交付日を記入せずに領収書を交付した場合、交付したのか否かが不明確となり、領収書の紛失の原因にもなる。紛失した領収書により不正が起こる可能性があるため、交付日の記入に関しては徹底させる必要がある。</p> <p>エ 県営住宅駐車場の領収書について、連番を付すことにより管理すべき 駐車場料金は、原則として指定金融機関から口座引き落としするようになっている。しかし、例外的には現金回収があり、その場合は本社より配布される駐車場用の領収書が発行している。当該領収書は、連番が付されておらず、様式番号の枠がありながら記載されていない。連番による管理を行うべきである。</p>	<p>アについて 領収書の数量については、廃棄処分が少なくなるよう過年度の実績（使用冊数、現金回収件数）を基に発注する。 平成25年度は、平成23年度、平成24年度の使用実績を踏まえ、発注数を約4割削減する予定である。</p> <p>イについて 使用済み領収書の取り扱いについては、副所長が新しい領収書冊子を交付する際は、必ず使用済み領収書冊子を回収するよう平成25年1月に各支所へ通知し周知徹底した。 平成25年6月に本社の管理職及び担当者が各支所を訪問し、使用完了した領収書冊子が確認後速やかに回収されていることを確認した。</p> <p>ウについて 1点目については、上記イのとおりとした。 2点目については、現金領収書を交付する時には、原符（現金領収書）受払簿に交付年月日、交付を受けた者の氏名、発行番号を記入するよう平成25年1月に各支所へ通知し周知徹底した。 平成25年6月に本社の管理職及び担当者が各支所を訪問し、副所長が原符（現金領収書）受払簿に交付年月日、交付を受けた者の氏名、発行番号、受領印、使用完了年月日、回収年月日等を記入し管理していることを確認した。</p> <p>エについて 本社で現金領収書原符受払簿を作成し、連番を付した領収書を各支所へ配布することとし、平成25年1月から運用を開始している。</p>	埼玉県住宅供給公社

平成24年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所等
項目	概 要		
各支所に対する現地調査 【報告書207ページ】	<p>【指摘6】 工事完了通知書の工事完了日の記入方法について</p> <p>川越支所で、平成23年分の空家修繕工事完了通知書の綴りファイルを開覧したところ、請負業者が記載すべき完了日と公社の担当者が検収後記載すべき完了確認日との筆跡が同一であることが判明した。また、両方ともに日付の記載のないものがあった。これは、請負業者の押印済であるが完了日が空欄の完了通知書を公社が受取り、公社側で検収による完了確認日の記入時点で同時に公社側で完了日を記載している事実があることを意味する。</p> <p>また、大宮支所においても、空家修繕工事完了通知書の完了年月日を公社側で修正したものが散見された。</p> <p>完了日はあくまで請負業者が記入し、この完了日の事実に基づいて検収を行うべきである。しかし現状では、公社側で完了日を操作できる余地がある。可能性としては年度をまたがった処理も可能となる。実際には、3月の空き家修繕工事は3月23日入居期限までに行うとされているため、年度操作の余地は無いとのことである。</p> <p>工事完了日の記入は請負業者が行うことが大前提であり、空家修繕工事完了通知書は請負業者の完了日のみを記載する様式に変更し、公社側の検収報告書を別に作成することが必要になる。書類が増えることが問題となるならば、完了日の記載については請負業者が行うことについて徹底した指導が必要である。</p>	<p>平成24年11月に全支所に対し、「修繕工事の発注に係る伝票の取り扱いについて」事務処理適正について通知した。</p> <p>また、空家修繕工事完了通知書の様式に工事完了日及び提出日を必ず記入してから公社へ提出するよう注意書を追記し、平成25年1月より運用開始している。</p> <p>さらに、支所の担当者に対する事務処理研修会（4月17日）において、空家修繕工事完了通知書等を受付する際のチェック方法を周知徹底した。</p>	埼玉県住宅供給公社
各支所に対する現地調査 【報告書219ページ】	<p>【指摘7】 空き家の鍵の管理について</p> <p>空き家の修繕等メンテナンスの便宜の点から、空き家の鍵の管理は公社ではなく住宅管理連絡員が行っており、鍵の受け渡しがある場合にはその事実を「住宅の鍵受渡簿」に記載している。鍵の保管方法及び保管状況については住宅管理連絡員に任せている。従って、管理連絡員ごとに管理がまちまちであるのが現状である。鍵は慎重な管理が必要であるので、手元金庫等に入れて保管するなどの指導を行い、随時保管状況の確認を行うことも必要と考える。また、「住宅の鍵受渡簿」の記載方法も連絡員によって異なっているため、鍵の保管方法とともに、年一回の研修会で指導すべきである。</p>	<p>平成25年4月に各支所で開催した住宅管理連絡員会議で鍵の保管方法、住宅の鍵受渡簿の記載方法について研修を行い周知徹底した。</p> <p>鍵の保管については、保管箱を用いて受渡簿とともに保管することとし、保管箱を所持していない住宅管理連絡員には公社が保管箱を配布する。</p> <p>鍵の保管状況の確認については、入退去が発生して住宅管理連絡員に新たな鍵を預ける時に、支所職員が住宅の鍵受渡簿により鍵の全数を確認することとした。</p> <p>また、住宅の鍵受渡簿の記載方法については、「県営住宅管理連絡員の手びき」を平成25年4月に改訂し、記入例を掲載した。</p>	埼玉県住宅供給公社
各支所に対する現地調査 【報告書220ページ】	<p>【指摘8】 委託業務報告書の網羅的な受入の必要性について</p> <p>川越支所管轄の団地に係る業務委託報告書の綴りファイルを開覧したところ、9団地の住宅管理連絡員が業務委託報告書を提出していないことがわかった。報酬の支払は既に行われている。業務委託報告書の提出は契約上必須であるため、全ての住宅管理連絡員から回収すべきであり、提出していない住宅管理連絡員に対しては報酬の支払いを行わないようにすべきである。年一回の研修時にも業務委託報告書の提出の必要性を強調しておくべきである。</p>	<p>委託業務報告書の回収漏れを防ぐため、平成25年3月1日付けで、請求書と委託業務報告書の様式を一体化した。平成24年度後期分の委託料の支払いから運用開始している。</p> <p>また、平成25年4月に各支所において開催した住宅管理連絡員会議において、業務委託報告書の提出の必要性、記載方法について研修を実施し周知徹底を行った。</p>	埼玉県住宅供給公社

平成24年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：危機管理及び防災に関する事業の管理及び財務管理の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所等
項目	概 要		
防災基地の現地調査【報告書288ページ】	<p>【指摘11】 防災基地の施設配置図については正確なパンフレットに訂正すべき耐震性貯水槽を確認しようとしたものの、埼玉県防災基地のパンフレット内の熊谷防災基地の施設配置図における耐震性貯水槽の位置が誤って表示されており、現地調査当日に確認できなかった。パンフレットの訂正と共通認識を周知していただきたい。</p>	<p>指摘事項の熊谷防災基地の施設配置図、埼玉県防災基地位置図、発行元（消防防災課）の電話番号を修正した「平成25年3月版パンフレット」を作成した。</p>	消防防災課
危機管理・防災に係る契約書類の閲覧【報告書290ページ】	<p>【指摘12】 納入物品の「検査調書」の検査年月日は正確に記載すべき 防災基地に納入した物品における「検査調書」の検査年月日が正確に記載されていない。平成23年10月19日付けで作成された「検査調書」には、納入場所として越谷防災基地、新座防災基地、中央防災基地、熊谷防災基地、秩父防災基地の5か所のうち平成23年10月19日に越谷防災基地、新座防災基地、秩父防災基地の3か所を一人の検査員が検査したことになっているが、事実を確認したところ、越谷防災基地、新座防災基地においては、平成23年10月18日に検査を実施し、秩父防災基地においては、平成23年10月19日に検査を実施していた。 防災基地に納入した物品における「検査調書」の検査年月日は、検査実施ごとに正確に記載する必要があるため、指導を徹底されたい。</p>	<p>職員一人ひとりに対して、改めて財務規則等の法令の遵守を徹底するため、平成25年4月4日に課内で職場研修を実施し、検査調書作成の際には、検査実施ごとに正確に検査年月日を記載するよう指導した。 また、通常の決裁過程における確認に加え、複数の担当者間で記載内容の確認等を行うことでチェック体制の強化を図り、再発防止に努めている。</p>	農産物安全課